

11

郵送による固定資産課税台帳登録事項証明申請書

令和 年 月 日

(あて先) 亀岡市長

申請者	住所	電話 ()	フリガナ 氏名	
		所有者との関係	本人・同一世帯人・代理人・その他()	

次のとおり、評価証明(評価額) 公課証明(課税標準額、税相当額)を申請します。

使用目的	<input type="checkbox"/> 登記	<input type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 税務署	<input type="checkbox"/> 裁判所	<input type="checkbox"/> その他()
所有者	住所			フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/>
区分	資産の所在地		地目又は 家屋番号	地積又は 床面積	請求枚数 枚
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	

法人のみ代表者印

土地	筆
家屋	棟
評価	件
公課	件
手数料	円
発行者	
確認者	

- * 該当する□内にレ印を記入してください
申請される資産が3筆(棟)を超える場合は、別紙を用意して、それを用いてください。
連絡先については、昼間に連絡ができる電話番号を記入してください。
- * この申請書における「所有者」は、賦課期日時点で固定資産課税台帳に登録のある者をいいます。

郵送による申請に際しての注意事項

- (1) 本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカードなどのコピー)を添付してください。
- (2) 代理の方が申請される場合は、委任状等を添付してください。
- (3) 法人の場合は、申請書に代表者印が必要です。
- (4) 相続人が申請される場合は、戸籍謄本・除籍謄本等を添付してください。
- (5) 亀岡市の公課証明には評価額の記載はありません。

郵送による申請に必要なもの

○手数料

年度、所有者ごとに1件とし、共有物件は別所有となります。

- ・評価証明 土地 1件3筆まで300円、それを超える場合は1筆ごとに50円を加算
家屋 1件3棟まで300円、それを超える場合は1棟ごとに50円を加算
- ・公課証明 土地 1件3筆まで300円、それを超える場合は1筆ごとに50円を加算
家屋 1件3棟まで300円、それを超える場合は1棟ごとに50円を加算

手数料は、ゆうちょ銀行発行の定額小為替を同封いただくか、現金書留でお送りください。
(おつりのいらないように、必要な分だけ送付してください。)

○返信用封筒・返信用郵送料

返信先の住所・宛名を書いた封筒に切手をお貼りください。

※お問い合わせ先・申請書送付先
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 総務部 税務課 固定資産担当
TEL 0771-25-5013